

会 議 録		令和3年11月17日作成	令和7年3月末日廃棄
会議名	京都府京丹後警察署協議会（令和3年度第2回）		
開催日	令和3年11月12日（金曜日）		
時 間	午前10時30分から午後0時までの間（90分）		
場 所	京都府京丹後警察署 講堂		
出席者	糸井(錦)会長、田中副会長、由良委員、鈴木委員、糸井(有)委員 山下委員、上田委員、堀江委員 計8人 (欠席 柳内委員)		
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、 地域課課長代理(2名)、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長 計12人		
諮 問 事 項	京丹後市における犯罪の発生状況及び抑止対策について		
会 議 内 容	1 会長挨拶 司会 副署長 2 署長挨拶 3 協議 (1) 諮問事項説明 京丹後市における犯罪の発生状況及び抑止対策について ア 令和3年9月末における犯罪の発生状況～刑事課長 イ 令和3年9月末における犯罪検挙状況・抑止対策～生活安全課長 ウ 府民協働防犯ステーション活動について～地域課長 【委員】 刑事課長の説明の中で、占有離脱物横領があったが、これは財布が盗られるという認識でいいのか。 地域課長が説明した防犯ステーション活動については、いい活動だと思うが、地域の中で認知度が低いような気がする。もう少し自治会等を通して広められるようにしたらといいのではないか。 【警察】 占有離脱物横領とは、財布等、自分が持っている物を道路に落として占有が離れてしまった場合、本来であればこれを拾った者は警察に届け出ていただかなければならないが、それを自己の物として、財布		

会 議
内 容

の中からお金を盗み取るような行為や、乗り捨てられた盗難自転車を、持ち去った行為をいう。

これらの事件も付近の聞き込みや、防犯カメラの確認など様々な捜査手法で検挙するように努力している。

【警察】府民協働防犯ステーション活動は、非常に有益な取組だが、本年前半は、新型コロナ禍の影響もあり、本来であれば交番や駐在所の連絡協議会を定期的を開催して、そこで出た様々な意見を集約して取組を進めていく流れが多く、対面での活動ができなかったため、取組としては広がらなかったというところが反省点だと認識している。今後、新型コロナウイルスの感染が落ち着き、集まる機会を持てるようになれば、積極的に意見を取り入れ、取組に生かしていきたい。

【委員】先ほどの説明の中で、大麻取締法違反が2件あったが、薬物汚染は年少者にも広がっていると聞く。検挙人員の内訳で、未成年が入っているということはないのか。また、薬物の入手ルートは、こういったものが多いのか。対策を教えてください。

【警察】報道等でもあるように、近年、京都府北部地域でも大麻汚染が広がっているということは、委員の皆さんもご存じのことと思う。大麻等の薬物使用者が、中高生等の低年齢層に広がってきているのは事実であるし、入手経路についても、今はSNSが発達しており、まったく会ったこともない人とも繋がりを持つてしまう危惧がある。これにより、北部地域にいる子どもが他府県の人と知り合いになり、大麻を入手してしまうとか、地元の先輩を介して入手する等により、薬物汚染が広がる原因となっている。

大麻の入手要因としては、SNSの発達等が挙げられることから、警察としても、中学校や高等学校の教員等には、機会があるごとに、SNSの使い方についての指導の徹底を要望している。

京丹後市では、今のところ薬物の広がりには顕著ではないが、引き続き学校と連携を行い、少年に対する薬物の蔓延を防ぎたい。

【委員】健康被害は出ていないか。好奇心だけか。

【警察】子どもは好奇心で、友だちから勧められると、たばこを吸うような感覚で手を出してしまうことがあると思う。一部の人達が、大麻は体に悪くないとか、インターネットでも誤った情報を発信しており、誤った情報を信じている子どももいる。しかし、それは間違っており、大麻も覚醒剤も、使用すれば脳へのダメージがある。病気や障害が出る等の悪影響しかないということを理解してもらう必要があると認識している。

【委員】空き巣等の窃盗は、どのあたりの地域で発生しているのかを教えてください。

会 議
内 容

いただきたい。地域性があるのか。家に鍵を掛けずに外出される方がおられるので、危ないと思う。

【警察】侵入盗については、特にこの地域で発生しているという場所はない。先ほど言われたように、鍵を掛けずに買い物に出られた間に、ということをよく聞くが、それが一番危ないので、気を付けていただきたい。現在、京丹後市内全域で5件の発生があり、特定の地域ということではない。

短時間の買い物や外出であっても、確実に鍵は掛けていただきたい。出来れば、お隣などと声を掛け合い、また、付近での見守り隊などをはじめとする防犯活動の中で、お互い不審者を見れば110番をしていただくようにする。そうすれば、すぐにパトカー等が現場に行き、犯罪の発生や被害が防止できると思うので、防犯の観点から通報していただけたらと考えている。

(2) その他

【委員】最近、速度違反の取締りをよく見掛ける。他の地域で、こんなに速度違反の取締りをを行っている場面を見ないので、京丹後署の方は熱心にされていると思う。地域の人からは、熱心なのは結構だが、取締りばかりというのもどうなのかという声も聞かれる。

特に私の住む地域で、少し前、早朝から追尾の取締りをやっておられたようだが、朝早くからサイレンが突然鳴り出したので、びっくりした。そのことについては、どのようにお考えか。

【警察】一般的に、車は速度が速ければ速いほど、衝突したときの怪我が重症化する可能性が高くなるものなので、速度違反の取締りというのは非常に大事である。

当署の速度違反の取締りについては、取締指針といった、路線や時間帯をホームページに載せており、あらかじめ広報している。委員のおっしゃった地域については、昨年3月に引原トンネル付近で死亡事故が発生しており、また、横断中の高齢者の衝突事故も、同じ直線上で起こっている。

このように、速度取締重点路線、交通事故多発路線というのはあらかじめ過去の発生傾向から指定をしており、それに加えて住民要望や住民の不安解消のため設定をしている。他署においても、同じような考え方で速度取締路線を設定していると認識している。交通事故の発生状況を主に考慮して実施している。

【委員】今朝の新聞で、部下の女性にわいせつ行為を行い、府北部の警察署に勤務の50代男性が停職処分という記事を読み、京丹後署ではないかと、気になっている。併せてパワハラ警部や、当て逃げ巡査の処分な

会 議
内 容

どの記事も目にし、憂慮しているところである。警察署協議会の制度も、こういった警察官の不祥事から始まったということもあるが、当署においてはこのような不祥事が起きないように、平素からどのような具体的取組みをされているのか。また、こういった事件を受けて今後どのようなことを対策していくのか。

【警察】警察としては誠に恥ずかしい限りである。委員のご指摘のとおり、本日、セクハラ、パワハラ、当て逃げの新聞報道があった。これらに対する警察としての予防策、再発防止策としては、教養と指示の徹底ということになる。まず、このような報道が出た場合、その都度指示を行っている。他所属、他府県警察のことであっても、その都度指示を行っている。今朝の記事についても、朝の幹部会議において、他山の石として教養を行った。

また、機会教養のほかに、事案に応じた個別の対象に対する教養も実施している。例えばハラスメント関係で言えば、その要因や、発生の傾向、その発生状況等に応じて、階級別、年代別に資料配布や口頭指示といった方法で個別教養を行っている。また、幹部に対する教養のほか、女性が被害に遭うことが多いセクハラについては、認知した場合の対応や防止策等を含め、教養を繰り返し行い、再発防止に努めている。

【委員】このような不祥事が起きないように対応していただきたい。

【委員】一点目は、半年くらい前から、久美浜小学校学区付近の一般家庭に、警察からの依頼で防犯カメラが取り付けられており、地域の方々でも一部の方は何のために付いているのかを知っているようであるが、地域全体としては、どこを、何のために撮影しているのかという意見が出たこともあるので、警察は地域にどのような説明をしているのか。

二点目は、これも久美浜小学校学区だが、道路が狭く、地域の方が車を常習で止めており交通の妨げになっている場所がある。我々が警察に対応をお願いする時に、誰から聞いてその車を取り締まったんだ、というような個人情報が出ることはないのか。その点に不安があり、地域の人も警察に言いにくいという意見を聞くが、どの様に考えているのか。

【警察】一般的に、どこにどのような街頭防犯カメラを付けているのかということは、設置の目的、内容にもよるため、すべて地域住民の方に公表している訳ではない。京丹後市等が設置する場合や、府民協働防犯ステーション等の活動を通じて、防犯カメラ設置の意見、要望に基づき取り付けの場合なども考えられ、そういったものは、目的に応じて説明している。ただ、中には捜査上の理由で設置理由などを言えない

会 議
内 容

場合もある。

交通の妨げになる駐車違反の申告について、申告者の情報を相手方に知らせるかというご質問については、ケースバイケースであると思うが、基本的に知らせることはない。特に申告した方自身が、「あえて伝えてほしい。」というようなことがなければ、警察から積極的に申告者を相手に伝えない。

【委員】 一点目は他委員からも出たが、取締りが非常に目に付くということを私も感じている。スピード違反の取締りは大事なことではあるが、取締りだけでなく、歩行者優先の指導や一旦停止などの啓発活動については、どのように行っているのか。どこかの団体等と一緒にいうことではなく、署としてどのような取組を行うのか、今年度、私たちが見えるような活動を3月までに行う予定なのか、教えていただきたい。

二点目は、パトカーの緊急時の走行について、速度制限はあるのか。2箇月ほど前、弥栄の方に向かっているパトカーが相当なスピードで走っており、あまりにも速い速度だったため、私もよけたということがあった。パトカーが走っていく方向には、老人が道を渡りかけており、たまたま、そのおばあさんはパトカーに気付いて後ずさりをされたが、住民のことを考えた走行をしているのか気になったので回答をお願いしたい。

【警察】 取締りが目に付き、あまり指導や啓発が見えないというご指摘について、広報啓発活動に関しては、先日、管内のスーパーに地図を置き、スーパー利用者に地図上の危険箇所にシールを貼っていただき、具体的にどのような危険があるかを聞き取り、地図に具体的な危険箇所を落とし込み、高齢者等を対象とした交通安全マップを作成し、スーパーに出来上がった地図を貼った。

また、交差点や、家のガレージ等で車が見えにくい等の意見があった場所については、危険性についてスーパーの前で啓発活動を行っている。

私たちの認識としては、取締り一本になっているという認識はないが、ご指摘にあったとおり、啓発活動というところが少し見えにくいというご意見については、啓発活動も、取締りと並行して強化を行っていく。

ただ、取締り自体はどうしても必要な行為であるので、ご理解いただきたい。今度は広報啓発についても、取締りと更に連動するような形でできないかということ、これから考えてまいりたい。

【委員】 以前は弊社の前の横断歩道で取締りをされていたが、去年は見える

会 議
内 容

ような看板を交通課の方で作られて、「歩行者優先ですよ、一旦停止してください。」と声を掛ける活動を行っておられたが、今年は全く見掛けない。歩行者優先であったり、いわゆる交差点の赤信号のところで、夕方の帰宅時間などに警察官の方が赤い棒を持って立っておられ、赤信号無視などが起こらないような活動も行っておられた。この7箇月、あまりに警察官の姿がないため、その辺りをお聞きしている。

【警察】 貴社周辺では、過去に活動していたことも当然把握しており、現在、その時と比べれば活動の数が減っているということは、認識している。全体的な話を申し上げますと、その他の場所での要望等もあり、横断歩道上の事故が発生している状況の中で、今年度の活動でどうしても活動数が下がっているというのは、おっしゃるとおりの現状である。

ただ、活動自体を減らしている訳ではなく、活動の回数としては、今春から京丹後市内全域で実施しており、交通課として、活動を減らしたり、抑制しているということはない。

【警察】 一般的に、交通取締りを実施することで、違反者ばかりでなく、違反者から他者への口コミのほか、通行車両等からは取締状況を目のあたりにするので、その効果が大きいと感じている。

交通課長からも説明があったように、交通安全運動や抑止・啓発活動などの施策については、積極的に実施をしているが、先ほどの委員のご意見は、違反者を取り締まるというよりは、特に、交通違反をする前の人を抑止する活動に力を入れてほしい、という要望だろうか。

【委員】 おっしゃるとおりである。取締りは絶対に行っていただかないと違反する人もおり、たまたま違反をして取り締まられたと思われるようなことにならないように日頃からの指導や活動があってもいいのではないか。

【警察】 交通取締りについては、交通違反を未然に防止するという監視活動的な取締り方法と、違反があってから違反者を取り締まるという方法などがある。どちらの方法を執るかは、その路線、道路環境等によって違いがあって、より効果的な方法を選択しているが、特に地域住民から「交通取締りをしてほしい。」との要望がある路線については積極的に交通取締りを実施している。特に違反者の取締りは、無謀な運転をする車両が減少するなど、その効果が見られる。

交通課長の説明のとおり、監視による抑止の取締りを実施する路線なのか、違反者の取締りを実施する路線なのか、その効果も含めて検討しているので、抑止活動の強化が望ましい路線についてもご意見をいただきたい。

一方で、違反者の取締りについては、地域住民の方から、「速い速

会 議
内 容

度で走る車が減った。」というお礼も多々あることから、そういった状況についても認識していただければと思う。

【委員】弊社の前の道、非常にマナーが良くなった。取締りによって切符を切られた人、切られなかったもいると思うが、警察官の姿を見ることにより、「きちんと守らなければならない。」という意識が根付いてきたと思う。しかし、最近は、少し緩み気味だと思うので、もう一度取締りの検討をいただけたらと思う。

【警察】緊急時の速度制限に関してのご質問については、基本的には、緊急走行時であっても、当然、安全義務の履行、歩行者がいれば安全に走行することを認識した上で走るように指導している。緊急走行する際には、赤色灯を回してサイレンを鳴らした上で、乗務員が本署に「緊急走行します。」と無線発報している。事案の内容によって、「緊急走行はやめた方がいい。」と判断すれば本署から緊急走行を中断するように無線で指示している。本署で確認をしながら緊急走行の必要性を吟味している。

事案によっては、一分一秒を争う事案もあり、早急にその現場に向かう必要があることもあり、その中で、交通事故を起こさずに向かう方法について、組織で対応している。基本的には、安全確認をしながら走行するということが緊急走行時には必要になるし、スピードを何キロでも出してよいという運用はしていないので、ご理解をいただきたい。

【委員】車を避けられる人と、避けられない人がいるということ、十分理解した上で高齢者等に十分に配慮して運転していただきたい。

【委員】子どもが中学校に通っており、この前、デートDVということを知ってきた。少しきわどい内容であるようなことも、中学生に伝えなければならないくらい、SNSが発達、普及しており、被害の対象が低年齢化しているということを感じた。犯罪の件数等は、普通に生活していたら関係ないと思っていたが、説明を伺い、改めて京丹後市内でも犯罪が起こっているのだと驚いた。犯罪に巻き込まれないようにしたい。

私も車を運転しており、中央線や横断歩道の線が薄いということで、反対車線の車が中央線をはみ出して向かってくるということがあり、ヒヤッとした場面が何度もあったので、道路標示を濃くしてもらえないか。

【委員】中央線等は道路管理者の範疇かと思うが、回答をお願いします。

【委員】中央線と横断歩道は、大体は公安委員会が所管しているものになる。警察署では、日頃から現場の点検を実施し、取りまとめている。警察

会 議
内 容

署から警察本部に上申し、警察本部から発注等を行う手続きとなるため、ご要望をいただいてから施行や、塗り直しが行われるまでに相当な日数を要するのは事実であり、ご不便をお掛けしている。

今後も本部と調整して、早期に必要性和優先度を検討の上、優先順位を付して対応していくので、これが直接事故に結びつく恐れのある、白線が薄くなった停止線や横断歩道があれば、直ちに改善するように当署から働きかけていくので、お知らせいただきたい。

【委員】最近、よく道路に青い矢印が書かれているのを見掛けるが、あれは何か教えていただきたい。

【警察】京都府の施策である『海の京都丹後半島自転車道整備計画』で、自転車道を整備する計画の一部である。178号線を中心に青い線が引かれていると聞いているが、白線の横に青いラインが引いてあったり、青色の羽型の矢が引かれている。これは、交通関係法令に基づかない法定外表示のひとつであり、皆さんにことさら義務を課したり、違反として捉えるものではなく、自転車はここを通るんですよ、という自転車に対する意識付けと、ドライバーに対して、ここは自転車を通るんだという、注意の意識付け、お互いのための表示ということである。

宮津の方から始まり、現在、丹後半島まで青いラインが引かれており、兵庫県豊岡まで引くこととなっている。場所によっては、「自転車の形の絵を白いペイントで入れていく。」と聞いているので、それからであれば、もう少し皆さんに分かりやすい形でお知らせすることができると思う。

【委員】委員の皆様には、様々な意見をいただき、非常に良かったと思う。全てに対応ができる訳ではないし、むしろ、しないという判断もあるかと思うが、そのあたりはよくご検討いただき、出来ることから対応していただけたらと思うので、どうかよろしく願います。

4 事務連絡

次回の開催については、例年2月頃を予定しているが、会長、副会長のご意見を踏まえた上で、連絡させていただく。

以 上

第2回京都府京丹後警察署協議会の開催状況

